

質問書に対する回答

	質問	回答
1	公共空間は1か所ではなく、複数活用しなければならないのか？	複数の活用が必要ですが、公園と隣接する道路等、地域を限定して複数の施設を活用する提案も可能です。
2	公園と周辺商業施設をあわせて活用すれば、複数活用ということになるか？	複数の公共空間の活用が必要であるため、単独の公園と周辺商業施設の活用では対象と見なせません。ただし、複数の公共空間と周辺商業施設を組み合わせた活用提案は対象となります。
3	瑞穂埠頭のアメリカ基地内のイベントに関して利用可能か？	瑞穂埠頭が提案の対象エリア外のため、今回の提案募集では対象外です。
4	東横フラワー緑道は対象か？	対象となります。
5	「公募等の手続きが必要になる場合があります。」とありますが、公募の対象となった場合、提案者への優位性はあるか？	公募になったとしても、提案者が優位となることはありません。
6	公募の対象になりそうな場合、事前協議で提案そのものを取り下げることができるか？	取り下げ可能です。
7	提案内容は公募の対象になる、ならないの判断基準はあるか？	公共空間の大部分を長期独占利用するような内容は、公募等の手続きが必要になると考えています。
8	費用は全て民間負担なのか？	そのとおりです。
9	国費等、市以外から助成金をもらっての事業実施は、対象となるか？	対象となります。
10	市以外からの助成金がもらえないことになった場合、提案事業を取り下げてもよいのか？	取り下げ可能です。
11	実施するにあたって設置場所等による手数料が発生するのか？発生するのであれば、その具体的な内容を教えてください。	実施する内容により、「横浜市公園条例」に基づく使用料、「横浜市道路占用料条例」に基づく占用料、「横浜市港湾施設使用条例」に基づく使用料、その他「道路交通法」に基づく手数料等が発生します。詳細は、それぞれの条例等にてご確認ください。

12	万が一の事故、支障の為の格安保険等及びその金額について教えていただけないか？	保険等の紹介は行いません。
13	提案者が主催、市が共催となるのか？	提案者主催、市は後援での協力を想定しています。
14	事業広報を行政でやってもらえるのか？	本市による記者発表を行うほか、内容に応じて、本市や関連団体の媒体を活用しての事業広報への協力を行います。 ※媒体例：政策局共創推進課メールマガジン、広報テレビ・ラジオ番組、関連団体webページ 等
15	公園・道路等設置許可や警察等の許可、その他懸念されることへの対応はお願いできるのか？	許認可担当部署や地域への事前説明や調整等、横浜市としてサポートは行いますが、許認可手続きや地域との合意形成等は提案者にて行っていただきます。
16	管理者(指定管理者他)や近隣地域団体や住民に市が調整を行ってくれるという認識でよいか？	管理者や地域等への事前説明や調整等、横浜市としてサポートは行いますが、地域との合意形成や関係機関との協議等は提案者にて行っていただきます。
17	物販や広告掲出に関する許可要件が緩和されるのか？	原則、許可要件は緩和されません。
18	以下の項目の実施は可能か？ ・スポーツ系教育等のイベント開催 ・フードトラックやキッチンカーの設置 ・トレーラーハウスの設置(床荷重含め) ・コンテナの設置(床荷重含め)	・スポーツ系教育等のイベント開催は可能です。 ・フードトラックやキッチンカー、トレーラーハウスの設置については、募集要項の条件を満たし、現行法規内で実施できる内容であれば可能ですが、各公共空間ごとに乗り入れ場所や物販等の制約がありますので、設置をご検討の場合は個別にお問い合わせ下さい。 ・コンテナの設置は重量によらず建築確認申請が必要となりますので、実施は不可能です。 なお、運河パーク、汽車道の木道は耐荷重制限があり、車両の通行はできません。
19	美化、環境改善とはどのようなものを想定しているのか？	清掃活動、花植え、舗装整備、施設の改良等を想定しています。
20	故意のいたずら等による破損や障害等は当方が常時管理できないため、設置場所管理者による管理監視(常時でなくとも)は実施していただけるか？	提案者による設置物の管理監視は、提案者の責任で行っていただきます。
21	設置物に関して、設置後に重大な支障が生じた場合を除き、そのままにすることは可能か？	設置場所の美化や環境改善につながる場合を除き、原則、原状回復が必要です。